

三原市要綱第70号

西国街道・本町地区まちなみ整備事業補助金交付要綱を次のように制定する。

令和5年4月1日

三原市長 岡田吉弘

西国街道・本町地区まちなみ整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町地区の歴史的及び文化的資源を活かしたまちなみづくりを行うため、建築物等の外観の修景を行う者に対し、予算の範囲内で西国街道・本町地区まちなみ整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定 西国街道・本町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が作成した西国街道・本町地区まちづくり協定をいう。
- (2) ガイドライン 協議会が策定した西国街道・本町地区まちなみづくりガイドラインをいう。
- (3) 協定区域 協定において定める協定の適用区域をいう。
- (4) 協定者 協定に合意し、かつ、協定を締結している者をいう。
- (5) 委員会 協定を運用するために協議会に設置されたまち

なみ委員会をいう。

(6) 建築物等 協定区域内に存し、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号及び第2号に規定する建築物及び特殊建築物（以下「対象建築物」という。）

イ 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備

ウ 外構

エ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物

(7) 建築物等の外観の修景 本町地区の歴史文化と近現代の建築物等が共存又は調和をし、ガイドラインで定めるまちなみづくりのルールに適合するように建築物等の外観を整えることをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、協定者又は協定者が所有する建築物等を賃借し、当該協定者の同意を得た者（以下「協定者等」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 市税等の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を持つ者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 協定者等が行う建築物等の外観の修景のうち、別表に掲げるもの

(2) 事前に委員会に事業の計画内容を協議し、その承認を得ていること。

(3) 修景工事等について三原市の他の補助金を受けていないこと。ただし、契約図書等により補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）を明確に区分することができ、関係機関の承認を得ることができる場合は、この限りでない。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表に掲げる補助対象事業に要する工事費のうち、設計料を除いた費用とする。

2 前項の場合において、補助対象事業を自ら施工するときは、施工に要する材料費のみを補助対象経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、別表第1欄に定める補助対象事業の区分に応じ、当該補助対象経費に同表第2欄に定める補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額）と、同表第3欄に定める補助限度額を比較していずれか低い方の額とする。

2 補助金の交付は、同一の敷地の別表第1欄に定める補助対象事業の区分に応じて1回限りとし、過去に補助金を受けた区分に係る補助対象事業は対象としない。ただし、補助金を受けてから10年を経過した場合その他市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の見積書の写し
- (2) 工事設計書及び図面
- (3) 現況のカラー写真
- (4) 協定締結の同意書の写し
- (5) 納税証明書（滞納のない証明書）

(6) 第4条第2号に規定する委員会の承認を得ていることが分かる書類の写し

(7) 協定者以外の者が申請を行う場合は、協定者の同意書（様式第2号）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、その決定に必要な条件を付すものとする。

3 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業変更の承認申請）

第9条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助事業変更承認申請書（様式第5号）に第7条第1項各号に掲げる変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助事業者は、あらかじめ委員会に当該変更について協議し、その承認を得なければならない。

（補助事業変更の承認決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに補助事業変更の承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助事業変更交付決定通知書（様式第6号）により、

補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、その決定に必要な条件を付すものとする。

- 3 市長は、前条第1項の規定による申請が適当でないと認めるときは、補助事業変更不承認決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業中止の届出）

第11条 補助事業者が補助事業を中止しようとするときは、速やかに補助事業中止届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業完了年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の請負契約書等の写し
- (2) 補助事業に要した経費が確認できる書類（領収書の写し）
- (3) 完成後のカラー写真（事業着手前と比較した外観を確認できるもの）
- (4) 補助事業を自ら施工した場合は、施工に要した材料の使用前後及び使用中の写真並びに内訳が確認できる書類
- (5) 委員会が発行する完了確認通知書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の場合において、補助事業者は、あらかじめ委員会に当該完了について報告し、その承認を得なければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項の補助事業完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等

を行い，適当と認めるときは，補助金の額を確定し，補助金の額の確定通知書（様式第10号）により，補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助事業者は，前条の規定による通知を受けたときは，速やかに補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前条の規定による補助金の額の確定後，前項の規定による補助金交付請求書の提出があったときは，速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第15条 市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(3) この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(4) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(5) 補助事業の遂行ができないとき。

(6) 第11条の補助事業中止届出書を提出したとき。

(7) その他市長が補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は，前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは，補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により，事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は，前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，補助金返還請求書（様式

第13号)により期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第5条, 第6条関係)

1 補助対象事業	2 補助率	3 補助 限度額	4 備考
対象建築物の改築又は修繕	1/2	300万円	塀又は門等の外構部分を除く。
外構の整備又は撤去	1/2	25万円	道路に面する部分に限る。
屋外広告物の整備又は除却	1/2	50万円	
建築設備の修景又は遮へい	1/2	10万円	